

モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	適正な移植医療を推進すること
------------------	----------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
施策目標	5-3	適正な移植医療を推進すること
個別目標	1	臓器移植対策等を推進すること
(評価対象事務事業) ・造血幹細胞移植対策事業		
施策の概要（目的・根拠法令等） 1 目的 適正な移植医療（臓器移植、骨髄移植、さい帯血移植等）の推進を図るため、あっせん機関の体制整備や移植医療に関する知識の普及啓発等を行う。 2 根拠法令 ○臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）		
主管部局・課室	健康局疾病対策課臓器移植対策室	
関係部局・課室		

2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	臓器提供意思登録システム登録者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	—	—	4,929 【—%】	14,044 【284.9%】	21,403 【152.4%】
2	非血縁者間骨髄移植実施数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	851 【115.5%】	908 【106.7%】	963 【106.1%】	1,027 【106.6%】	1,118 【108.9%】
（調査名・資料出所、備考） ・ 指標1は、（社）日本臓器移植ネットワークの調べによる。なお、臓器提供意思登録システムは平成19年3月5日に共用を開始したため、平成17年度までの当該数値は存在しない。 ・ 指標2は（財）骨髄移植推進財団の調べによる。 ・ 各年度の数値は年度末時点である。						
【参考】（社）日本臓器移植ネットワーク http://www.jotnw.or.jp/ （財）骨髄移植推進財団 http://www.jmdp.or.jp/documents/file/O8_data/bank_genjou.pdf						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 臓器移植対策等を推進すること						
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	臓器提供意思登録システム登録者数(単位:人)(前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	-	-	4,929 【-%】	14,044 【284.9%】	21,403 【152.4%】
2	非血縁者間骨髄移植実施数(単位:人)(前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。	851 【115.5%】	908 【106.7%】	963 【106.1%】	1,027 【106.6%】	1,118 【108.9%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1は、(社)日本臓器移植ネットワークの調べによる。なお、臓器提供意思登録システムは平成19年3月5日に共用を開始したため、平成17年度までの当該数値は存在しない。 ・ 指標2は(財)骨髄移植推進財団の調べによる。 ・ 各年度の数値は年度末時点である。 						
【参考】(社)日本臓器移植ネットワーク http://www.jotnw.or.jp/ (財)骨髄移植推進財団 http://www.jmdp.or.jp/documents/file/O8_data/bank_genjou.pdf						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	骨髄移植ドナー登録者数(単位:人)	204,710	242,858	276,847	306,397	335,052
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考統計は、(財)骨髄移植推進財団の調べによる。 ・ 各年度の数値は年度末時点である。 						
【参考】(財)骨髄移植推進財団 http://www.jmdp.or.jp/documents/file/O8_data/bank_genjou.pdf						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	造血幹細胞移植対策事業					
平成20年度 予算額等	1,808百万円(補助割合:[国1/2][国10/10][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() ※日本赤十字社が行う骨髄データバンク登録及びさい帯血移植対策事業並びに(財)骨髄移植推進財団が行うあっせん業務については10/10、(財)骨髄移植推進財団が行う普及啓発業務については1/2の補助割合となっている。					
平成20年度 決算額	1,808百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(日本赤十字社)					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)						
造血幹細胞移植(骨髄移植、さい帯血移植等)は、白血病等の血液難病患者に対する根治療法(病気を完全に治癒することを目的とした治療)であるが、いずれもHLA(白血球の型)の適合する善意の提供者(ドナー)からの提供を待って初めて実現できる治療法である。そのため、ドナーの確保及びドナー・患者間をあっせんする機関が必要である。 骨髄移植については、骨髄バンク事業を推進するための「あっせん機関」である(財)骨髄移植推進財団を中心に事業を行っている。						

また、さい帯血移植については、現在、全国に11のさい帯血バンクがあり、その共同事業体である日本さい帯血バンクネットワークを中心により移植に適したさい帯血を確保するとともに、公平で効果的かつ迅速な提供ができるよう、さい帯血移植事業の推進を行っている。

政府決定・重要施策との関連性

無し

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	1,815	1,811	1,780	1,797	1,808
予算上事業数等 (※)	-	-	-	-	-
事業実績数等(※)	-	-	-	-	-

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

骨髄バンク事業における骨髄移植ドナー登録者数は、年々増加し、平成20年度末には33万人(骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は94.9%。(平成20年実績。国内患者に限る。))を超えたことから、有効かつ効果的な普及啓発が行われていると評価できる。

しかしながら、移植率は、44.8%(平成20年までの実績。国内患者に限る。)にとどまっており、今後も一人でも多くの患者が骨髄移植を受けることができるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮やドナー登録者の提供意思の維持(リテンション)対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要がある。

また、さい帯血移植においては、患者の体重に応じた細胞数が必要とされていることから、成人に対してもより移植に適したさい帯血を供給することができるよう、細胞数の多いさい帯血を保存していくための取組を実施しているところであるが、今後も分析と評価を行いながら、より移植に適したさい帯血の確保に努めていく必要がある。

※「予算上事業数等」及び「事業実績数等」は、事業が複数にわたり、事業数及び実績数を一本化できないため、記載していない。